

改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会は、子育て等を行う職員の生活と家庭生活の両立を支援するために、平成23年1月19日に改定された「母性保護に関する規則」及び「育児休業等に関する規則」「介護休業規則」の取得を促進するために、周知徹底を引き続き実施する。

一般事業主行動計画の計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

目 標

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする。

対 策

- 1、平成27年4月1日より、採用時に行っている就業規則及び給与規則等の説明の際、母性保護の観点から十分な説明を行う。
- 2、平成27年4月1日より、全職員会議等で周知徹底する。

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会
理事長 小田村 壽男